

## タカハシ I T 研究所 無償ソフトウェア利用契約（使用許諾書）

### 第1条 （契約の成立）

お客様が、当該ソフトウェアの使用もしくはインストールを行った時点で本契約書記載の内容に同意いただいたものとみなし、当社もしくは当社が再使用許諾権を付与したものと（以下併せて「当社」といたします）との間で、本契約が有効に成立するものといたします。

### 第2条 （使用許諾）

- 1) お客様は無償で当該ソフトウェアを日本国内において、お客様の社内業務遂行を目的として使用することができます。なお、当該ソフトウェアの使用とは、本契約に従い「プログラム」のロード、実行、セーブ、情報入出力を行うことおよび「関連資料」を閲覧することをいいます。
- 2) お客様は当該ソフトウェアをバックアップ用として1部のみ複製して保管することができます。
- 3) お客様はいかなる方法によっても当該ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイルを伴うリバースエンジニアリングをすることや当該ソフトウェアの改変はできません。
- 4) お客様は本条項に基づき、当該ソフトウェアの使用権のみを取得し、当該ソフトウェアの著作権、所有権その他のいかなる権利も取得しません。
- 5) 当該ソフトウェアに他社のプログラムが含まれる場合、別途他社によりお客様に対してプログラムの使用許諾が行われますが、その使用許諾契約の内容に抵触しない限り、お客様は本契約記載の条件に従うものとします。
- 6) 本契約はお客様に対して当該ソフトウェアの改訂版、変更、機能強化サービスパック、その他のサポートサービスを受ける権利を付与するものではありません。
- 7) 当該ソフトウェアには、ランタイムライブラリ、ユーティリティ、または機能追加を伴うコンポーネント（以下「コンポーネント」といいます）が搭載されている場合があります。コンポーネントに別途使用条件が含まれる場合は、その条件と抵触しない限りにおいて、本契約が適用されるものとします。当社は、お客様が当該ソフトウェアに付与されるサンプルコードを変更し、ソース形式で配布することを許諾します。ただし、当該ソフトウェアに付与されるサンプルコードおよびお客様が変更したサンプルコード等の使用はすべてお客様の責任において行われるものとします。
- 8) お客様は当該ソフトウェアを直接、間接を問わず、日本国、米国およびその他のすべての国の法律・規則に違反して輸出してはいけません。

### 第3条 （保証責任）

- 1) 当社は当該ソフトウェアの著作権を有し、または著作権者から再使用許諾する権利

を受けていることを保証します。

- 2) 当該ソフトウェアは無償提供されるため、当社は当該ソフトウェアのお客様への使用目的への適合性および法律上の瑕疵担保責任を含め一切の保証を行いません。

#### 第4条 (当社の責任範囲)

- 1) 前条にかかわらず、裁判所より当社に対して当該ソフトウェアに起因する損害賠償が認められる場合でも、その損害賠償の範囲は、お客様が当該ソフトウェアを使用したことにより直接的結果として現実に発生した通常の損害とし、かつ10万円を上限とします。
- 2) 前項は、当該ソフトウェアの使用が第三者の著作権侵害となった場合、当社の故意または重過失による場合は適用されません。
- 3) 当社は当社の判断により当社の関連会社に本契約事項の業務を委託することができるものとします。ただし、委託にあたっての責任はすべて当社の責任においてなされるものとします。

#### 第5条 (権利の譲渡)

お客様は、当社の書面による事前の承諾なく下記の行為を行ってはけません。

- ① 当該ソフトウェアの複製物(電子媒体含む)を第三者に譲渡、貸与、占有移転すること
- ② 本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に移転、譲渡、担保の用に供すること

#### 第6条 (契約の終了)

お客様が本契約の条項に違反し、当社が違反の是正を催告したのち、2週間以内に是正されなかった場合、当社は本契約を解約し、お客様の当該ソフトウェアの使用を終了させることができます。

#### 第7条 (契約終了時の処置)

前条により本契約が終了した場合、お客様はただちに当該ソフトウェア、バックアップを消去しかつ当該ソフトウェアに関する資料を廃棄するとともにその旨を証明する書面をお客様の責任者名義で当社に提出するものとします。

#### 第8条 (完全合意)

当該ソフトウェアの使用に関しては本契約記載の内容がお客様と当社の合意のすべてとします。

第9条 (契約の変更)

本契約の変更はお客様および当社の権限ある正当な代表者または代理人が記名捺印した文書によってのみ行うことができるものとします。

第10条 (協議)

本契約に規定されていない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合、お客様と当社は誠意をもって協議するものとします。

第11条 (合意管轄裁判所)

本契約に関して紛争を生じ、裁判による解決を必要する場合には、横浜地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。